介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

基　準　確　認　シ　ー　ト

（令和3年4月改定基準）

指定介護老人福祉施設

施設名称

所在地

電話番号

記入者名

記入年月日　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

介護サービス事業者　基準確認シートについて

１　趣　旨

入所者及び入居者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では法令及び関係通知を基に、基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

２ 実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行ってください。

②　複数の職員で検討のうえ点検してください。

③　「い　る　・　いない　」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。

④　判定について該当する項目がないときは選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

|  |
| --- |
| 「根拠法令」の欄は、次を参照してください。  ・「法」　　　　　　　　　介護保険法（平成９年法律第１２３号）  ・「施行規則」　　　　　　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）  ・「条例」　　　　　　　　さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  （平成２４年さいたま市条例第７０号）  ・「特養条例」　　　　　　さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  （平成２４年さいたま市条例第５６号)  ・「平１２老企４３」　　　指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準について  （平成１２年３月１７日付け老企第４３号　厚生省老人保健福祉局企画課長通知)  ・「平１２老企５４」　　　通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて  （平成１２年３月３０日付け老企第５４号　厚生省老人保健福祉局企画課長通知)  ・「平１２老発２１４」　　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について  （平成１２年３月１７日付け老発第２１４号　厚生省老人保健福祉局長通知）  ・「平１３老発１５５」　　「身体拘束ゼロ作戦」の推進について  （平成１３年４月６日付け老発第１５５号　厚生労働省老健局長通知)  ・「昭６２社施１０７」　　社会福祉施設における防火安全対策の強化について  （昭和６２年９月１８日付け社施第１０７号　厚生省社会局長・児童家庭局長通知)  ・「平１２厚告２９」　　　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  （平成１２年２月１０日厚生省告示第２９号) |

電磁的方法について

|  |
| --- |
| 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。） |
| ※　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。  電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。  　　ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |
| 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。 |
| ※　事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。  　　ア　電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。  　　イ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 |
| ※　電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

介護サービス事業者　基準確認シート　目次

第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　人員に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第３　設備に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

第４　運営に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第５　ユニット型指定介護老人福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第６　変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

第７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | |
| 第１　基本方針  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の１へ】 | ①　要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護福祉施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めていますか。  い　る　・　いない | 法第87条 | |
| ※　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものです。 | 条例第2条第1項 | |
| ②　入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第2条第2項 | |
| ③　明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第2条第3項 | |
| ④　入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない  ※　令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。 | 条例第2条第4項 | |
| ⑤　指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。  　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない  ※　施設単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 | 条例第2条第5項  平12老企43  第4の１ | |
| 第２　人員に関する基準  １　従業者の員数  ⑴　医師 | 〇　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第1号 | |
| ⑵　生活相談員 | ①　入所者の数が１００又はその端数を増すごとに１以上配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第2号 | |
|  | ②　生活相談員は、次の資格を有していますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第2の1 | |
|  | ・社会福祉主事　　・精神保健福祉士　・社会福祉士  　・介護支援専門員　・介護福祉士 | 特養条例  第5条第2項参照 | |
|  | ③　生活相談員は、常勤の者を配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条  第5項 | |
| ⑶　介護職員又は看護職員 | ①　介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師）の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第3号ア |
|  | ※　常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  　　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号)第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 | 平12老企43  第2の6⑴ |
|  | ②　看護職員の数は、次のとおりとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第3号イ |
|  | ア　入所者数　　　　～　３０　常勤換算方法で１以上  　イ　入所者数　　３１～　５０　常勤換算方法で２以上  　ウ　入所者数　　５１～１３０　常勤換算方法で３以上  　エ　入所者数　１３１～　　　　常勤換算方法で、３に、  入所者の数が１３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 |  |
|  | ③　看護職員のうち、１人以上は常勤の者を配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第6項 |
| ⑷　栄養士又は管理栄養士 | 〇　栄養士又は管理栄養士を１人以上配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第4号 |
|  | ※　入所定員が４０人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができます。 | 平12老企43  第2の2 |
|  | 「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合です。 |  |
| ⑸　機能訓練指導員 | ①　機能訓練指導員を１人以上配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第5号 |
|  | ②　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。））となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第7項 |
|  | ※　ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 | 平12老企43  第2の3 |
|  | ※　機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができます。 | 条例第4条第8項 |
| ⑹　介護支援専門員 | ①　介護支援専門員を１以上配置していますか。（入所者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とします。）  い　る　・　いない | 条例第4条第1項第6号 | | |
|  | ※　入所者が１００人未満の指定介護老人福祉施設であっても１人は配置しなければなりません。 | 平12老企43  第2の4 ⑴ | | |
|  | また、介護支援専門員の配置は、入所者の数が１００人又はその端数を増すごとに１人を標準とするものであり、入所者の数が１００人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。 |  | | |
|  | ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではありません。 |  | | |
|  | ②　専ら介護支援専門員の職務に従事する常勤の者となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第9項 | | |
|  | ※　ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができます。 |  | | |
|  | この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとします。 | 平12老企43  第2の4 ⑵ | | |
|  | なお、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は認められません。  　　ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではありません。 |  | | |
| ２　入所者の数 | 〇　従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第2項 | | |
|  | ※　「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。  　　この算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとします。 | 平12老企43  第2の6 ⑸① | | |
|  | ※　新設（事業の再開の場合を含む。）又は増床分のベッドに関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、ベッド数の９０％を入所者数とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における入所者延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における入所者延数を１年間の日数で除して得た数とします。 | 平12老企43  第2の6 ⑸② | | |
|  | ※　減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とします。 | 平12老企43  第2の6 ⑸③ | | |
| ３　従業者の専従 | 〇　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事していますか。  い　る　・　いない | 条例第4条第4項 | | |
|  | ※　ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型を除く。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員又は指定介護老人福祉施設（ユニット型を除く。）にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではありません。 |  | | |
| ４　勤務体制の確保等  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の３ ⑺へ】 | ①　入所者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。  い　る　・　いない | 条例第29条第1項 | | |
|  | ※　原則として月ごとに勤務表（介護職員の勤務体制を２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 | 平12老企43  第4の27 ⑴ | | |
|  | ②　当該指定介護老人福祉施設の従業者によってサービスを提供していますか。  い　る　・　いない | 条例第29条第2項 | | |
|  | ※　ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理業務、洗濯等）については、第三者への委託等を行うことが認められます。 | 平12老企43  第4の27⑵ | | |
|  | ③　従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していますか。  い　る　・　いない | 条例第29条第3項 | | |
|  | ※　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。  受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。  なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。 | 平12老企43  第4の27 ⑶ | | |
|  | ④　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するために次のような措置を講じていますか。  事業主が講ずべき措置の具体的内容  　ア　事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　イ　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　事業主が講じることが望ましい取組  　ア　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　イ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）  　ウ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）  い　る　・　いない | 条例第29条第4項  平12老企43  第4の27 ⑷ | | |
|  | ※　セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。  ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）  ※　マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。  　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  | | |
| ５　夜勤職員の基準 | 〇　夜勤職員の数は、次のとおりとなっていますか。  い　る　・　いない | 平12厚告29  第5号イ⑴⑵ | | |
|  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | ユニット以外の部分 | | ユニット部分 | | 入所者数 | 夜勤を行う介護・看護職員数 | | | ２５人以下 | １人以上 | ２ユニットごとに１人以上 | | ２６～６０人 | ２人以上 | | ６１～８０人 | ３人以上 | | ８１～１００人 | ４人以上 | | １０１人以上 | ４人に加えて２５人ごとに１人以上 | |  | | |
| ６　宿直員 | 〇　夜勤職員とは別に、宿直員を配置していますか。  い　る　・　いない | 平12老発214  第4の11 ⑵  昭62社施107  5 ⑴イ | | |
| 第３　設備に関する基準  ⑴　居室  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の２へ】 | ①　１の居室の定員は、４人以下となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第1号ア | | |
|  | ②　入所者１人当たりの床面積は、１０．６５㎡以上となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第1号イ | | |
|  | ③　ブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第1号ウ | | |
| ⑵　静養室 | 〇　介護職員室又は看護職員室に近接して設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第2号 | | |
| ⑶　浴室 | 〇　要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第3号 | | |
| ⑷　洗面設備 | ①　居室のある階ごとに設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第4号ア | | |
|  | ②　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第4号イ | | |
| ⑸　便所 | ①　居室のある階ごとに居室に近接して設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第5号ア | | |
|  | ②　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第5号イ | | |
| ⑹　医務室 | ①　医療法第１条の５第２項に規定する診療所となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第6号ア | | |
|  | ②　入所者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第6号イ | | |
| ⑺　食堂及び機能訓練室 | ①　それぞれ必要な広さを有するものとし、食堂と機能訓練室とを合計した面積は、３㎡に入所定員を乗じて得た面積以上となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第7号ア | | |
|  | ②　必要な備品を備えていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第7号イ | | |
| ⑻　廊下幅 | ①　廊下の幅は、１．８メートル以上となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第8号 | | |
|  | ②　中廊下の幅は、２．７メートル以上となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第8号 | | |
|  | ※　「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。 | 平12老企43  第3の2 | | |
| ⑼　消火設備等 | 〇　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第5条第1項第9号 | | |
| 第４　運営に関する基準  １　提供開始に当たっての説明及び同意 | 〇　指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ていますか。  い　る　・　いない | 条例第6条第1項 | | |
|  | ※　当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 | 平12老企43  第4の2 | | |
| ２　提供拒否の禁止 | 〇　正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでいませんか。  い　る　・　いない | 条例第7条 | | |
|  | ※　原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。 | 平12老企43  第4の3 | | |
|  | ※　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指  定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合です。 |  | | |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 〇　入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第8条 | | |
| ４　受給資格等の確認 | ①　指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。  い　る　・　いない | 条例第9条第1項 | | |
|  | ※　指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものです。 | 平12老企43  第4の4 ⑴ | | |
|  | ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第9条第2項 | | |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | ①　入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第10条第1項 | | |
|  | ②　要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第10条第2項 | | |
| ６　入退所 | ①　身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供していますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第1項 | | |
|  | ②　入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第2項 | | |
|  | ※　優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意してください。 | 平12老企43  第4の6⑵ | | |
|  | ③　入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第3項 | | |
|  | ※　質の高い指定介護福祉施設サービスの提供に資することや入所者の生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければなりません。 | 平12老企43  第4の6⑶ | | |
|  | ④　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討していますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第4項 | | |
|  | ⑤　④の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第5項 | | |
|  | ⑥　心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者やその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第6項 | | |
|  | ⑦　入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第11条第7項 | | |
| ７　サービス提供の記録 | ①　入所に際しては、入所の年月日並びに介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載していますか。  い　る　・　いない | 条例第12条第1項 | | |
|  | ②　指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第12条第2項 | | |
|  | ※　サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。  　　なお、条例第４２条第２項に基づき、当該記録は５年間保存しなければなりません。 | 平12老企43  第4の7 | | |
| ８　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該サービスに係る施設サービス費用基準額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。  い　る　・　いない | 条例第13条第1項 | | |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。  い　る　・　いない | 条例第13条第2項 | | |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。  い　る　・　いない | 条例第13条第3項 | | |
|  | ア　食事の提供に要する費用  　イ　居住に要する費用  　ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  　エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  　オ　理美容代  　カ　上記ア～オのほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの |  | | |
|  | ④　③のア～エの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年９月７日厚生労働省告示第４１９号）」及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成１２年厚生省告示第１２３号）」により、適切に取り扱われていますか。  い　る　・　いない | 条例第13条第4項  平12老企43  第4の8⑶ | | |
|  | ⑤　③のカの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企第５４号）」により、適切に取り扱われていますか。  い　る　・　いない | 条例第13条第4項  平12老企43  第4の8⑶ | | |
|  | ※　③のカの費用（その他の日常生活費）の徴収を行うに当たっては、以下の基準を遵守してください。 | 平12老企54の2 | | |
|  | ａ　「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 |  | | |
|  | ｂ　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 |  | | |
|  | ｃ　「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、入所者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、施設は「その他の日常生活費」の受領について入所者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。 |  | | |
|  | ｄ　「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 |  | | |
|  | ｅ　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該施設の運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。 |  | | |
|  | ⑥　③のア～カの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ていますか。  い　る　・　いない | 条例第13条第5項 | | |
|  | ⑦　③のア～エの費用に係る同意については、文書で得ていますか。  い　る　・　いない | 条例第13条第5項 | | |
|  | ⑧　指定介護福祉施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第８２条で定めるところにより、領収証を交付していますか。  い　る　・　いない | 法第48条第7項  (法第41条第8項準用) | | |
|  | ⑨　領収証に、指定介護福祉施設サービス等について入所者から支払いを受けた費用の額のうち、法第４８条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。  い　る　・　いない | 施行規則第82条 | | |
| ９　保険給付の請求のための証明書の交付 | 〇　法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付していますか。  い　る　・　いない | 条例第14条 | | |
| １０　指定介護福祉施設サービスの取扱方針  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の３ ⑵へ】 | ①　施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第15条第1項 | | |
|  | ②　指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第15条第2項 | | |
|  | ③　指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第15条第3項 | | |
|  | ※　「処遇上必要な事項」とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含みます。 | 平12老企43  第4の10⑴ | | |
|  | ④　指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。  い　る　・　いない | 条例第15条第4項 | | |
|  | ※　身体的拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。 | 平13老発155 | | |
|  | ａ　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | | |
|  | ｂ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | ｃ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 |  | | |
|  | ｄ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | ｅ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |  | | |
|  | ｆ　車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしな  いように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |  | | |
|  | ｇ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 |  | | |
|  | ｈ　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 |  | | |
|  | ｉ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | ｊ　行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる。 |  | | |
|  | ｋ　自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。 |  | | |
|  | ⑤　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第15条第5項 | | |
|  | ⑥　記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の6 | | |
|  | ⑦　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の2 | | |
|  | ⑧　管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めていますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の3 | | |
|  | ⑨　管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の3、5 | | |
|  | ※　改善計画に盛り込むべき内容  ａ　事業所内の推進体制  ｂ　介護の提供体制  ｃ　「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き  ｄ　事業所の設備等の改善  ｅ　事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組み  　ｆ　利用者の家族への十分な説明  　ｇ　身体拘束廃止に向けての数値目標 |  | | |
|  | ⑩　身体的拘束等の適正化を図るため、以下のア～ウに掲げる措置を講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第15条第6項 | | |
|  | ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |  | | |
|  | イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　　　指針には、次のような項目を盛り込んでください。  　　　(ア)　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  (イ)　身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  (ウ)　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  (エ）　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  (オ)　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  (カ)　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  (キ)　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | 平12老企43  第4の10⑷ | | |
|  | ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に実施すること。 |  | | |
|  | ⑪　事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  い　る　・　いない | 条例第15条第7項 | | |
| １１　施設サービス計画の作成 | ①　管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第1項 | | |
|  | ②　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第2項 | | |
|  | ※　施設サービス計画は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるように努めなければなりません。 | 平12老企43  第4の11⑵ | | |
|  | ③　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第3項 | | |
|  | ※　施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要です。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入所者の課題分析を行わなければなりません。 | 平12老企43  第4の11⑶ | | |
|  | 課題分析とは、入所者の有する日常生活上の能力や入所者を取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 |  | | |
|  | なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。 |  | | |
|  | ④　計画担当介護支援専門員は、③の解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第4項 | | |
|  | ⑤　アセスメントに当たって、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第4項 | | |
|  | ※　アセスメントに当たっては、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。なお、このため、計画担当介護支援専門員は、面接技法等の研鑽に努めることが重要です。 | 平12老企43  第4の11⑷ | | |
|  | ⑥　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第5項 | | |
|  | ※　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。 | 平12老企43  第4の11⑸ | | |
|  | したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 |  | | |
|  | また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要です。 |  | | |
|  | なお、ここでいう介護福祉施設サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含みます。  　　施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 |  | | |
|  | ⑦　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第6項 | | |
|  | ※　計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。 | 平12老企43  第4の11⑹ | | |
|  | なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。 |  | | |
|  | 「他の担当者」とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係する者を指します。 |  | | |
|  | ⑧　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第7項 | | |
|  | ※　施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければなりません。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。 | 平12老企43  第4の11⑺ | | |
|  | なお、説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表、第２表に相当するものを指します。 |  | | |
|  | また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務付けていますが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましいことに留意してください。 |  | | |
|  | ⑨　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付していますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第8項 | | |
|  | ※　施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付しなければなりません。  　　なお、交付した施設サービス計画は、条例第４２条第２項の規定に基づき、５年間保存しておかなければなりません。 | 平12老企43  第4の11⑻ | | |
|  | ⑩　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第9項 | | |
|  | ※　計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとします。 | 平12老企43  第4の11⑼ | | |
|  | なお、入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。 |  | | |
|  | ⑪　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによって行わなければなりません。 | 条例第16条第10項 | | |
|  | ア　定期的に入所者に面接していますか。  い　る　・　いない |  | | |
|  | イ　定期的にモニタリングの結果を記録していますか。  い　る　・　いない |  | | |
|  | ※　「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断してください。  　　　また、「特段の事情」とは、入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれません。 | 平12老企43  第4の11⑽ | | |
|  | なお、当該「特段の事情」がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。 |  | | |
|  | ⑫　計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第11項第1号 | | |
|  | ⑬　計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第11項第2号 | | |
|  | ⑭　上記⑩の施設サービス計画の変更に当たっても、上記②～⑨について行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第16条第12項 | | |
|  | ※　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。  　　なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はありません。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。 | 平12老企43  第4の11⑾ | | |
| １２　介護  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の３ ⑶へ】 | ①　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第1項 | | |
|  | ※　介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行ってください。 | 平12老企43  第4の12⑴ | | |
|  | ②　１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしていますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第2項 | | |
|  | ※　入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。  　　なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めてください。 | 平12老企43  第4の12⑵ | | |
|  | ③　入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第3項 | | |
|  | ※　排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。 | 平12老企43  第4の12⑶ | | |
|  | ④　おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えていますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第4項 | | |
|  | ※　入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 | 平12老企43  第4の12⑷ | | |
|  | ⑤　指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第5項 | | |
|  | ※　「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。 | 平12老企43  第4の12⑸ | | |
|  | 例えば、次のようなことが考えられます。 |  | | |
|  | ａ　当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 |  | | |
|  | ｂ　当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。 |  | | |
|  | ｃ　医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 |  | | |
|  | ｄ　当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。 |  | | |
|  | ｅ　介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。 |  | | |
|  | ⑥　入所者に対し、①～⑤のほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第6項 | | |
|  | ※　指定介護老人福祉施設は、入所者にとって生活の場であることから、通常の１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。 | 平12老企43  第4の12⑹ | | |
|  | ⑦　常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていますか。  い　る　・　いない | 条例第17条第7項 | | |
|  | ※　「常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、２以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことを規定したものです。  　　なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。 | 平12老企43  第4の12⑺ | | |
|  | ⑧　入所者に対し、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。  い　る　・　いない | 条例第17条第8項 | | |
| １３　食事  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の３ ⑷へ】 | ①　栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。  い　る　・　いない | 条例第18条第1項 | | |
|  | ※　入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としてください。 | 平12老企43  第4の13⑴ | | |
|  | 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降としてください。 | 平12老企43  第4の13⑶ | | |
|  | ②　入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。  い　る　・　いない | 条例第18条第2項 | | |
|  | ③　調理は、あらかじめ作成された献立表に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の13⑵ | | |
|  | ④　病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の13⑵ | | |
|  | ⑤　食事の提供に関する業務は、指定介護老人福祉施設自らが行っていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の13⑷ | | |
|  | ※　栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができます。 |  | | |
|  | ⑥　食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の13⑸ | | |
|  | ⑦　入所者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の13⑹ | | |
|  | ⑧　食事内容については、当該施設の医師又は栄養士もしくは管理栄養士（入所定員が４０人を越えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士）を含む会議において検討が加えられていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の13⑺ | | |
| １４　相談及び援助 | 〇　常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第19条 | | |
|  | 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。 | 平12老企43  第4の14 | | |
| １５　社会生活上の便宜の提供等  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の３ ⑸へ】 | ①　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第20条第1項 | | |
|  | ※　画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めることとしたものです。 | 平12老企43  第4の15⑴ | | |
|  | ②　入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第20条第2項 | | |
|  | ※　郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければなりません。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。 | 平12老企43  第4の15⑵ | | |
|  | ③　常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第20条第3項 | | |
|  | ※　入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。  　　また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければなりません。 | 平12老企43  第4の15⑶ | | |
|  | ④　入所者の外出の機会を確保するよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第20条第4項 | | |
|  | ※　入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければなりません。 | 平12老企43  第4の15⑷ | | |
| １６　機能訓練 | 〇　入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第21条 | | |
|  | ※　機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分に配慮しなければなりません。 | 平12老企43  第4の16 | | |
| １７　栄養管理  ※　令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。 | 〇　入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。  い　る　・いない  ※　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成してください。  ※　入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録してください。  ※　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。 | 条例第21条の2  平12老企43  第4の17 | | |
| １８　口腔衛生の管理  ※　令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。 | 〇　入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。  い　る　・　いない  ※　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行ってください。  ※　技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的にその計画を見直してください。  　ａ　助言を行った歯科医師  　ｂ　歯科医師からの助言の要点  　ｃ　具体的方策  　ｄ　施設における実施目標  　ｅ　留意事項・特記事項 | 条例第21条の3  平12老企43  第4の18⑴⑵ | | |
| １９　健康管理 | 〇　指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていますか。  い　る　・　いない | 条例第22条 | | |
|  | ※　健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものです。 | 平12老企43  第4の19 | | |
| ２０　入所者の入院期間中の取扱い | 〇　入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしていますか。  い　る　・　いない | 条例第23条 | | |
|  | ※　「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断してください。 | 平12老企43  第4の20⑴ | | |
|  | ※　「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものです。 | 平12老企43  第4の20⑵ | | |
|  | ※「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものです。  　　なお、この例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があります。 | 平12老企43  第4の20⑶ | | |
|  | ※　入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えありませんが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければなりません。 | 平12老企43  第4の20⑷ | | |
| ２１　入所者に関する市町村への通知 | ①　入所者が正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  い　る　・　いない | 条例第24条第1号 | | |
|  | ②　入所者が偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  い　る　・　いない | 条例第24条第2号 | | |
|  | ※　偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が法第２２条第１項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は第６４条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定介護老人福祉施設が、その入所者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 | 平12老企43  第4の21 | | |
| ２２　緊急時等の対応 | 〇　サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、条例第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めていますか。  い　る　・　いない | 条例第24条の2 | | |
|  | ※　入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものです。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられます。 | 平12老企43  第4の22 | | |
| ２３　管理者による管理 | 〇　管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第25条 | | |
|  | ※　指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 | 平12老企43  第4の23 | | |
|  | ａ　当該指定介護老人福祉施設の従業者としての職務に従事する場合  　　ｂ　当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないと認められる場合  　　ｃ　当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の管理者又は従事者としての職務に従事する場合 |  | | |
| ２４　管理者の責務 | ①　管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第26条第1項 | | |
|  | ②　管理者は、従業者に指定介護老人福祉施設の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第26条第2項 | | |
| ２５　計画担当介護支援専門員の責務 | 計画担当介護支援専門員は、「１１　施設サービス計画の作成」の業務のほか、次に掲げる業務を行わなければなりません。 |  | | |
|  | ①　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第1号 | | |
|  | ②　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第2号 | | |
|  | ③　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第3号 | | |
|  | ④　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携していますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第4号 | | |
|  | ⑤　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第5号 | | |
|  | ⑥　入所者及びその家族から指定介護福祉施設サービスに関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第6号 | | |
|  | ⑦　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第27条第7号 | | |
| ２６　運営規程  【ユニット型指定介護老人福祉施設は、第５の３ ⑹へ】 | 〇　次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。  い　る　・　いない | 条例第28条 | | |
|  | ア　施設の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　ウ　入所定員  　エ　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額  　オ　施設の利用に当たっての留意事項  　カ　緊急時等における対応方法  　キ　非常災害対策  　ク　虐待の防止のための措置に関する事項  　ケ　その他施設の運営に関する重要事項 |  | | |
|  | ※　エの「指定介護福祉施設サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指します。また、「その他の費用の額」は、条例第１３条第３項により支払を受けることが認められている費用の額を指します。 | 平12老企43  第4の26  ⑵⑶⑷⑸ | | |
|  | ※　オの「施設の利用に当たっての留意事項」は、入所者がサービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。 |  | | |
|  | ※　キの「非常災害対策」は、条例第３１条の非常災害に関する具体的計画を指します。 |  | | |
|  | ※　ケの「その他施設の運営に関する重要事項」は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 |  | | |
| ２７　定員の遵守 | 〇　入所定員及び居室の定員を超えて入所させていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）  い　る　・　いない | 条例第30条 | | |
| ２８　業務継続計画の策定等  ※　令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。 | ①　感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない  ※　業務継続計画には、次の項目を記載してください。  　ア　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　イ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  c　他施設及び地域との連携 | 条例第29条の2第1項  平12老企43  第4の28⑴⑵ | | |
| ②　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施していますか。  い　る　・　いない  ※　計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。  ※　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。  ※　新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。  ※　研修の内容については記録してください。  ※　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  　　また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  ※　訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 | 条例第29条の2第2項  平12老企43  第4の28⑴⑵⑶⑷ | | |
| ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第29条の2第3項 | | |
| ２９　非常災害対策 | 〇　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第31条 | | |
|  | ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものです。  　　また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含みます。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づく防火管理者に行わせるものとします。 | 平12老企43  第4の29⑵ | | |
|  | ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう日頃から地域住民との密接な連携体制を確保し、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。 | 平12老企43  第4の29⑶ | | |
|  | ※　訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |  | | |
| ３０　衛生管理等 | ①　入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第32条第1項 | | |
|  | ※　①は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものですが、このほか、次の点に留意してください。 | 平12老企43  第4の30⑴ | | |
|  | ａ　調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行うこと。  　　　なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行うこと。 |  | | |
|  | ｂ　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 |  | | |
|  | ｃ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 |  | | |
|  | ｅ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 |  | | |
|  | ②　指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次のア～エの措置を講じなければなりません。 | 条例第32条第2項 | | |
|  | ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。  い　る　・　いない | 条例第32条第2項第1号 | | |
|  | ※　幅広い職種（管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員等）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者（看護師であることが望ましいです。）を決めておくことが必要です。 | 平12老企43  第4の30⑵① | | |
|  | ※　感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 |  | | |
|  | ※　なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。 |  | | |
|  | また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 |  | | |
|  | イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。  い　る　・　いない | 条例第32条第2項第2号 | | |
|  | ※　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 | 平12老企43  第4の30⑵② | | |
|  | ※　平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処置等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 |  | | |
|  | ※　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、  「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。  （https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf） |  | | |
|  | ウ　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施していますか。  い　る　・　いない | 条例第32条第2項第3号 | | |
|  | ※　介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 | 平12老企43  第4の30⑵③ | | |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。  　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 |  | | |
|  | ※　研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所職員向け感染症対策向上のための研修教材」等を活用する等、施設内での研修で差し支えありません。 |  | | |
|  | ※　訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 | 平12老企43  第4の30⑵④ | | |
|  | ※　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | | |
|  | ※　令和6年3月31日までの間は経過措置となり、努力義務とします。 |  | | |
|  | エ　ア～ウのほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成１８年３月３１日厚生労働省告示第２６８号）」に沿った対応を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第32条第2項第4号 | | |
|  | ※　施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要です。 | 平12老企43  第4の30⑵⑤ | | |
| ３１　協力病院等 | ①　入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めていますか。  い　る　・　いない | 条例第33条第1項 | | |
|  | ②　あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第33条第2項 | | |
|  | ※　協力病院及び協力歯科医療機関は、指定介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましいです。 | 平12老企43  第4の31 | | |
| ３２　掲示 | 〇　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。  い　る　・　いない  ※　重要事項を記載したファイル等を入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護老人福祉施設に備え付けることでも構いません。 | 条例第34条 | | |
| ３３　秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。  い　る　・　いない | 条例第35条第1項 | | |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第35条第2項 | | |
|  | ※　具体的には、指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。 | 平12老企43  第4の33⑵ | | |
|  | ③　居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ていますか。  い　る　・　いない | 条例第35条第3項 | | |
|  | ※　入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものです。 | 平12老企43  第4の33⑶ | | |
|  | ④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。  い　る　・　いない | 個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号）  医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス  (平29.4.14厚労省) | | |
| ３４　広告 | 〇　指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。  い　る　・　いない | 条例第36条 | | |
| ３５　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | ①　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。  い　る　・　いない | 条例第37条第1項 | | |
|  | ②　居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。  い　る　・　いない | 条例第37条第2項 | | |
| ３６　苦情処理 | ①　提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第38条第1項 | | |
|  | ※　「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等です。 | 平12老企43  第4の35⑴ | | |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第38条第2項 | | |
|  | ※　苦情に対し指定介護老人福祉施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたものです。 | 平12老企43  第4の35⑵ | | |
|  | また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | | |
|  | なお、条例第４２条第２項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | | |
|  | ③　提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第２３条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第38条第3項 | | |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。  い　る　・　いない | 条例第38条第4項 | | |
|  | ⑤　提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第38条第5項 | | |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。  い　る　・　いない | 条例第38条第6項 | | |
| ３７　地域との連携等 | ①　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。  い　る　・　いない | 条例第39条第1項 | | |
|  | ※　指定介護老人福祉施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものです。 | 平12老企43  第4の36⑴ | | |
|  | ②　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第39条第2項 | | |
|  | ※　②は、介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。  　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | 平12老企43  第4の36⑵ | | |
| ３８　事故発生の防止及び発生時の対応 | ①　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければなりません。 |  | | |
|  | ア　事故が発生した場合の対応、イの報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していますか。  い　る　・　いない | 条例第40条第1項第1号 | | |
|  | 指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 | 平12老企43  第4の37⑴ | | |
|  | (ア)　施設における介護事故の防止に関する基本的考え方  　　(イ)　介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項  　　(ウ)　介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 |  | | |
|  | (エ)　施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 |  | | |
|  | (オ)　介護事故等発生時の対応に関する基本方針  　　(カ)　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　　(キ)　その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 |  | | |
|  | イ　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していますか。  い　る　・　いない | 条例第40条第1項第2号 | | |
|  | ※　指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。  　　　具体的には、次のようなことを想定しています。 | 平12老企43  第4の37⑵ | | |
|  | ａ　介護事故等について報告するための様式を整備すること。 |  | | |
|  | ｂ　介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(ア)の様式に従い、介護事故等について報告すること。 |  | | |
|  | ｃ　事故発生の防止のための委員会において、(イ)により報告された事例を集計し、分析すること。 |  | | |
|  | ｄ　事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。 |  | | |
|  | ｅ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 |  | | |
|  | ｆ　防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 |  | | |
|  | ウ　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第40条第1項第3号 | | |
|  | ※　「事故防止検討委員会」は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要です。 | 平12老企43  第4の37⑶ | | |
|  | なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。 |  | | |
|  | ※　事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいです。  　　　また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 |  | | |
|  | ※　介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとします。 | 平12老企43  第4の37⑷ | | |
|  | ※　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要です。 |  | | |
|  | また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 |  | | |
|  | エ　事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の37⑸ | | |
|  | ※　当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  | | |
|  | ②　入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第40条第2項 | | |
|  | ③　②の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第40条第3項 | | |
|  | ④　入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第40条第4項 | | |
|  | ※　　指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければなりません。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいです。 | 平12老企43  第4の37⑹ | | |
| ３９　虐待の防止  ※　令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。 | ①　虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。  ア　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること  イ　虐待の防止のための指針を整備すること  ウ　介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回以上）に実施すること  エ　上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと  い　る　・　いない  ※　虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。  ａ　新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。  ｂ　研修の内容については記録してください。 | 条例第40条の2  平12老企43  第4の38③ | | |
| ②　虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。  　ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること  　　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない  ※　虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。  ａ　管理者を含む、幅広い職種により構成します。  ｂ　構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。  ｃ　事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。  　ｄ　テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。  ｅ　他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。  　ｆ　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。 | 平12老企43  第4の38① | | |
| ③　虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。  ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ　成年後見制度の利用支援に関する事項  キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項  い　る　・　いない | 平12老企43  第4の38② | | |
| ４０　会計の区分 | 〇　指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。  い　る　・　いない | 条例第41条 | | |
|  | ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　ａ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号）  　ｂ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）  　ｃ　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） | 平12老企43  第4の39 | | |
| ４１　記録の整備 | ①　従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。  い　る　・　いない | 条例第42条第1項 | | |
|  | ②　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。  い　る　・　いない | 条例第42条第2項 | | |
|  | ア　施設サービス計画  　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　エ　市町村への通知に係る記録  　オ　苦情の内容等の記録  　カ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  | | |
| 第５　ユニット型指定介護老人福祉施設 | ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、「第５」のとおりとなります。 |  | | |
| １　基本方針 | ①　入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。  い　る　・　いない | 条例第44条第1項 | | |
| ②　地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第44条第2項 | | |
| ③　入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第44条第3項 | | |
| ④　指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第44条第4項 | | |
| ２　設備  ⑴　ユニット  ア　居室 | ①　１の居室の定員は、１人となっていますか。（ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができます。）  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ア | | |
|  | ※　夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができます。 | 平12老企43  第5の3 ⑷① | | |
|  | ②　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ア | | |
|  | ※　「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室」とは、次の３つをいいます。 |  | | |
|  | ａ　当該共同生活室に隣接している居室  　ｂ　当該共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室  　ｃ　その他当該共同生活室に隣接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のア及びイに該当する居室を除く。） | 平12老企43  第5の3 ⑷② | | |
|  | ③　１のユニットの入居定員は、おおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ア | | |
|  | ④　１の居室の床面積等は、次のいずれかを満たしていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ア | | |
|  | ア　１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、１の居室の定員が２人の場合は、２１．３平方メートル以上とすること。 |  | | |
|  | イ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 |  | | |
|  | ※　ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。 | 平12老企43  第5の3 ⑷⑤ | | |
|  | ａ　ユニット型個室  　　　　床面積は１０．６５平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。  　　　　また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に２人部屋とするときは２１．３平方メートル以上とすること。 |  | | |
|  | ｂ　ユニット型個室的多床室  　　　　ユニットに属さない居室を改修してユニットを造られている場合であり、床面積は、１０．６５平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者同士のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。 |  | | |
|  | 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。 |  | | |
|  | 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。 |  | | |
|  | また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められません。 |  | | |
|  | 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に２人部屋とするときは２１．３平方メートル以上とすること。 |  | | |
|  | なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がアのユニット型個室の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。 |  | | |
|  | ⑤　ブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ア | | |
| イ　共同生活室 | ①　共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号イ | | |
|  | ※　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければなりません。このためには、次の２つの要件を満たす必要があります。 | 平12老企43  第5の3 ⑸① | | |
|  | ａ　他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。  　ｂ　当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 |  | | |
|  | ②　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号イ | | |
|  | ③　必要な設備及び備品を備えていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号イ | | |
|  | ※　共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。  　　また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいです。 | 平12老企43  第5の3 ⑸③ | | |
| ウ　洗面設備 | ①　居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ウ | | |
|  | ※　洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の１箇所に集中して設けるのではなく、２ケ所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 | 平12老企43  第5の3 ⑹ | | |
|  | ②　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号ウ | | |
| エ　便所 | ①　居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号エ | | |
|  | ※　便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の１ケ所に集中して設けるのではなく、２ケ所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 | 平12老企43  第5の3 ⑺ | | |
|  | ②　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第1号エ | | |
| ⑵　浴室 | 〇　要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第2号 | | |
|  | ※　浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。 | 平12老企43  第5の3 ⑻ | | |
| ⑶　医務室 | ①　医療法第１条の５第２項に規定する診療所となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第3号ア | | |
|  | ②　入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第3号イ | | |
| ⑷　廊下幅 | 〇　１．８メートル以上（中廊下にあっては２．７メートル以上）となっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第4号 | | |
|  | ※　ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすることができます。 |  | | |
|  | ※　「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合をいいます。 | 平12老企43  第5の3 ⑼ | | |
| ⑸　その他 | ①　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第1項第5号 | | |
|  | ②　２の⑵～⑸①の設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっていますか。  い　る　・　いない | 条例第45条第2項 | | |
|  | ※　ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。 |  | | |
| ３　運営に関する基準  ⑴　利用料等の受領 | ※　利用料等の受領については、１０ページの第４「８　利用料等の受領」を参照してください。 | 条例第46条 | | |
| ⑵　指定介護福祉施設サービスの取扱方針 | ①　指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第1項 | | |
|  | ※　入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、１人１人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。 | 平12老企43  第5の5 ⑴ | | |
|  | なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。 |  | | |
|  | ②　指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第2項 | | |
|  | ※　入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものです。 | 平12老企43  第5の5 ⑵ | | |
|  | ※　このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要です。 |  | | |
|  | ③　指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第3項 | | |
|  | ④　指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第4項 | | |
|  | ⑤　ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第5項 | | |
|  | ⑥　指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。  い　る　・　いない | 条例第47条第6項 | | |
|  | ※　身体的拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。 | 平13老発155  （身体拘束ゼロへの手引き） | | |
|  | ａ　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | | |
|  | ｂ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | ｃ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 |  | | |
|  | ｄ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | ｅ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |  | | |
|  | ｆ　車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |  | | |
|  | ｇ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 |  | | |
|  | ｈ　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 |  | | |
|  | ｉ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  | | |
|  | ｊ　行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる。 |  | | |
|  | ｋ　自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。 |  | | |
|  | ⑦　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第7項 | | |
|  | ⑧　記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の6 | | |
|  | ⑨　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の2(1) | | |
|  | ⑩　管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めていますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の2(2) | | |
|  | ⑪　管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。  い　る　・　いない | 平13老発155の3、5 | | |
|  | ※　改善計画に盛り込むべき内容  　ａ　事業所内の推進体制  　ｂ　介護の提供体制  　ｃ　「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き  　ｄ　事業所の設備等の改善  　ｅ　事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組み  　ｆ　利用者の家族への十分な説明  　ｇ　身体拘束廃止に向けての数値目標 |  | | |
|  | ⑫　身体的拘束等の適正化を図るため、以下のア～ウに掲げる措置を講じていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第8項 | | |
|  | ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |  | | |
|  | イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 |  | | |
|  | ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |  | | |
|  | ⑬　自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  い　る　・　いない | 条例第47条第9項 | | |
| ⑶　介護 | ①　介護は、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第1項 | | |
|  | ※　自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要があります。 | 平12老企43  第5の6 ⑴ | | |
|  | また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要があります。 |  | | |
|  | ②　入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第2項 | | |
|  | ※　「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。 | 平12老企43  第5の6 ⑵ | | |
|  | ③　入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。（ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。）  い　る　・　いない | 条例第48条第3項 | | |
|  | ※　入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。 | 平12老企43  第5の6 ⑶ | | |
|  | ④　入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第4項 | | |
|  | ⑤　おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第5項 | | |
|  | ⑥　褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第6項 | | |
|  | ⑦　①～⑥のほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第7項 | | |
|  | ⑧　常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていますか。  い　る　・　いない | 条例第48条第8項 | | |
|  | ⑨　入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。  い　る　・　いない | 条例第48条第9項 | | |
|  | ※　ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、上記のほか、１９ページの第４「１２　介護」③～⑦を参照してください。 | 平12老企43  第5の6 ⑷(第4の12⑶～⑺準用) | | |
| ⑷　食事 | ①　栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。  い　る　・　いない | 条例第49条第1項 | | |
|  | ②　入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第49条第2項 | | |
|  | ③　入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。  い　る　・　いない | 条例第49条第3項 | | |
|  | ※　食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものです。 | 平12老企43  第5の7 ⑴ | | |
|  | ④　入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。  い　る　・　いない | 条例第49条第4項 | | |
|  | ※　入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものです。  　　その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することがあってはならないので、十分留意する必要があります。 | 平12老企43  第5の7 ⑵ | | |
|  | ※　ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、上記のほか、２１ページの第４「１３　食事」①～⑧を参照してください。 | 平12老企43  第5の7 ⑶(第4の13⑴～⑺準用) | | |
| ⑸　社会生活上の便宜の提供等 | ①　入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。  い　る　・　いない | 条例第50条第1項 | | |
|  | ※　入居者１人１人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。 | 平12老企43  第5の8 ⑴ | | |
|  | ②　入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。  い　る　・　いない | 条例第50条第2項 | | |
|  | ③　常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第50条第3項 | | |
|  | ※　ユニット型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなりません。 | 平12老企43  第5の8 ⑵ | | |
|  | ④　入居者の外出の機会を確保できるよう努めていますか。  い　る　・　いない | 条例第50条第4項 | | |
|  | ※　ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記のほか、２２ページの第４「１５　社会生活上の便宜の提供等」①～④を参照してください。 | 平12老企43  第5の8 ⑶(第4の15⑵～⑷準用) | | |
| ⑹　運営規程 | 〇　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。  い　る　・　いない | 条例第51条 | | |
|  | ア　施設の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　ウ　入居定員  　エ　ユニットの数及びユニットごとの入居定員  　オ　入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額  　カ　施設の利用に当たっての留意事項  　キ　緊急時等における対応方法  　ク　非常災害対策  　ケ　虐待の防止のための措置に関する事項  　コ　その他施設の運営に関する重要事項 |  | | |
|  | ※　オの「指定介護福祉施設サービスの内容」は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、１日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものです。 | 平12老企43  第5の9 ⑴ | | |
|  | ※　オの「その他の費用の額」は、条例第４６条第３項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものです。 |  | | |
|  | ※　カの「施設の利用に当たっての留意事項」は、入所者がサービスの提供を受ける際の、入居者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。 | 平12老企43  第5の9 ⑵(第4の26⑴及び ⑶～⑸⑺準用) | | |
|  | ※　クの「非常災害対策」は、条例第５４条で準用する第３１条の非常災害に関する具体的計画を指します。 |  | | |
|  | ※　コの「その他施設の運営に関する重要事項」は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。。 |  | | |
| ⑺　勤務体制の確保等 | ①　入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。  い　る　・　いない | 条例第52条第1項 | | |
|  | ※　①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、②～④に定める職員配置を行わなければなりません。 | 条例第52条第2項 | | |
|  | ※　これは、従業者が、１人１人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものです。 | 平12老企43  第5の10 ⑴ | | |
|  | ②　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第52条第2項第1号 | | |
|  | ③　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第52条第2項第2号 | | |
|  | ④　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。  い　る　・　いない | 条例第52条第2項第3号 | | |
|  | ⑤　ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（研修受講者）を２名以上配置していますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第5の10 ⑵ | | |
|  | ⑥　研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構いません。）従業者を決めていますか。  い　る　・　いない | 平12老企43  第5の10 ⑵ | | |
|  | ※　この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。 |  | | |
|  | ⑦　当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供していますか。  い　る　・　いない | 条例第52条第3項 | | |
|  | ※　ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 |  | | |
|  | ⑧　従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していますか。  い　る　・　いない  ※　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。  受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。  なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。 | 条例第52条第4項  平12老企43  第5の10 ⑷（第4の27⑶準用） | | |
|  | ⑨　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。  　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　ア　事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　イ　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  事業主が講じることが望ましい取組  　ア　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　イ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）  　ウ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）  い　る　・　いない  ※　セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。  ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）  ※　マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。  　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | 条例第52条第5項  平12老企43  第5の10 ⑷（第4の27⑷準用） | | |
| ⑻　定員の遵守 | 〇　ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。  い　る　・　いない | 条例第53条 | | |
|  | ※　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 |  | | |
| ⑼　準用 | ※　第４の１～７、９、１１、１４、１６～２５、２７、　２９～４１は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用しますので、各項目を参照してください。 | 条例第54条 | | |
| 第６　変更の届出 | 〇　開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。  い　る　・　いない | 法第89条 | | |
|  | ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。  　ａ　施設の名称及び開設の場所  　ｂ　開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  　ｃ　開設者の登記事項証明書又は条例等  　ｄ　併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要  　ｅ　建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要  　ｆ　施設の管理者の氏名、生年月日及び住所  　ｇ　運営規程  　ｈ　協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容  　ｉ　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | 施行規則第135条 | | |
| 第７　その他  １　法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。 | 法第115条の32第  1項  施行規則第140条の39 | | |
|  | ア　事業所・施設の数が20未満の場合 |  | | |
|  | ・　法令順守責任者の選任をすること。 |  | | |
|  | イ　事業所・施設の数が20以上100未満の場合 |  | | |
|  | ・　法令遵守責任者の選任をすること。 |  | | |
|  | ・　業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 |  | | |
|  | ウ　事業所・施設の数が100以上の場合 |  | | |
|  | ・　法令遵守責任者の選任をすること。 |  | | |
|  | ・　業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 |  | | |
|  | ・　業務執行状況の監査を定期的に行うこと。 |  | | |
|  | い　る　・　いない |  | | |
|  | ②　①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。 | 法第115条の32  第2項  施行規則第140条  の40第1項 | | |
|  | ア　届出先 |
|  | (ア）　さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者　　　　　　　　　さいたま市長 |
|  | (イ)　埼玉県のみにすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者　➡　埼玉県知事 |  | | |
|  | (ウ)　事業所等が２以上の都道府県の区域に所在する事業者 |  | | |
|  | ⅰ　事業所等が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者　➡　厚生労働大臣 |  | | |
|  | ⅱ　事業所等が２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者  　　➡　主たる事務所の所在する都道府県知事 |  | | |
|  | イ　届出事項 |  | | |
|  | (ア)　事業者の名称 |  | | |
|  | (イ)　主たる事務所の所在地 |  | | |
|  | (ウ)　代表者の氏名・生年月日・住所・職名 |  | | |
|  | (エ)　法令遵守責任者の氏名・生年月日 |  | | |
|  | (オ)　業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数が20以上の場合） |  | | |
|  | (カ)　業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数が100以上の場合） |  | | |
|  | い る　・　いない |  | | |
|  | ③　②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。 | 法第115条の32第3項  施行規則第140条  の40第2項 | | |
|  | い る　・　いない |  | | |
| ④　②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。 | 法第115条の32第4項  施行規則  第140条の40第3項 | | |
|  | い る　・　いない |  | | |
| ２　介護サービス情報の報告及び公表 | ①　市が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。  い　る　・　いない | 法第115条の35第1項  法第203条の２  施行令第37条の2の3  施行規則第140条の44～45 | | |
|  | ②　報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。  い　る　・　いない | 法第115条の35第2項  施行規則第140条の46 | | |